

申立書

平成 年 月 日

江東区長 殿

(保護者)
住所 _____
氏名 _____ 印
(補助金を申請している対象園児)
氏名 _____
生年月日 _____
施設名 _____

平成30年度私立幼稚園等補助金の申請につき、私の世帯は下記の事項に該当しますので、多子減免の特例、ひとり親世帯等の特例又はみなし寡婦（寡夫）控除の適用を受けるにつき、添付書類を添えて申し立てます。

■申し立て事項（該当する番号に○を付ける。）

- 1 監護する子のうち、江東区に住民登録のない園児の兄姉を扶養している。
※ 添付書類：当該子に係る戸籍謄本の写し、学生証の写し又は仕送り状況がわかる通帳の写し（6か月分）
- 2 監護する子のうち、同居する満22歳以上の園児の兄姉を扶養している。
※ 添付書類不要。下記に対象となるお子様の氏名を記入してください。

子の氏名	
------	--

- 3 配偶者との離別・死別等の事情により、配偶者のない者で現に園児を扶養している。
※ 添付書類：なし（ただし、児童扶養手当の受給申請をしていない場合には、遺族年金証書の写し又は戸籍謄本（離別や死別の事実がわかる記載のあるもの）の写しの提出を求める場合があります。
- 4 保護者又は保護者と同一世帯の家族（園児本人を含む）が身体障害者手帳の交付を受け、自宅で暮らしている。
※ 添付書類：対象者の身体障害者手帳の写し
- 5 保護者又は保護者と同一世帯の家族（園児本人を含む）が療育手帳の交付を受け、自宅で暮らしている。
※ 添付書類：対象者の療育手帳の写し
- 6 保護者又は保護者と同一世帯の家族（園児本人を含む）が精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、自宅で暮らしている。
※ 添付書類：対象者の精神障害者保健福祉手帳の写し
- 7 保護者又は保護者と同一世帯の兄弟姉妹（園児本人を含む）が特別児童扶養手当の支給対象となっており、自宅で暮らしている。
※ 添付書類：特別児童扶養手当証書の写し
- 8 保護者又は保護者と同一世帯の家族（園児本人を含む）が障害基礎年金の支給を受け、自宅で暮らしている。
※ 添付書類：障害基礎年金を受給していることがわかる書類の写し（年金支払通知書等）
- 9 その他、家庭状況の急変（主たる家計者の死亡等）等により、窮迫した事情がある。
※ 添付書類：個別の事情に応じ、別に指定する書類。

区市町村民税
所得割 77,100
円以下の世帯
のうち、1～9
に該当する方

すべての世帯
のうち、該当
する方

- 10 婚姻歴のないひとり親等に該当する（みなし寡婦（寡夫）控除の適用）。
※ 添付書類：なし（ただし、児童扶養手当の受給申請をしていない場合には、戸籍謄本の写しの提出を求める場合があります。）

⇒多子減免、ひとり親世帯等の特例の概要については、裏面を参照ください。

＝多子減免の特例及びひとり親世帯等の特例について＝

1 各特例の概要

(1) 多子減免の特例

本区補助金交付決定階層がA～D 1階層該当者（区市町村民税所得割課税額77,100円以下、年収360万円未満相当）について、多子計算に係る年齢制限（小学校3年生を上限）を撤廃します。なお、保護者が現に扶養する満22歳以上の子、又は区外に住所を有する子がいる場合でも多子計算に含めることができます。

(例) 3人兄弟の世帯の場合

	D2～E2	A～D1
14歳の長男（中学3年生）	カウント対象外	第1子扱い
5歳の長女（幼稚園年長）	第1子扱い	第2子扱い
3歳の次男（幼稚園年少）	第2子扱い	第3子扱い

(2) ひとり親世帯等の特例

本区補助金交付決定階層がA～D 1階層該当者（区市町村民税所得割課税額77,100円以下、年収360万円未満相当）のうち、ひとり親世帯、在宅障がい者（児）のいる世帯等は、ひとり親世帯等の特例に該当する場合の補助金を適用します。

階層	兄弟区分	補助上限額		ひとり親世帯等の特例に該当する場合の補助上限額	
		保護者補助金（年額）	就園奨励費補助金（年額）	保護者補助金（年額）	就園奨励費補助金（年額）
B	第1子	182,400円	272,000円	182,400円	308,000円
	第2子		308,000円		
	第3子以降				
C	第1子	182,400円	272,000円	182,400円	308,000円
	第2子		308,000円		
	第3子以降				
D1	第1子	162,000円	187,200円	182,400円	272,000円
	第2子		247,000円		308,000円
	第3子以降	182,400円	308,000円		

★ひとり親世帯とは

ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する方（園児本人を含む）が以下の①～⑦に該当する世帯です。

- ① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者。
- ② 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない方で現に児童を扶養している方。
- ③ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた方（在宅の場合に限る。）
- ④ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により、療育手帳の交付を受けた方（在宅の場合に限る。）
- ⑤ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方（在宅の場合に限る。）
- ⑥ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の場合に限る。）
- ⑦ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者等（在宅の場合に限る。）

★上記「(1) 多子減免の特例」及び「(2) ひとり親世帯等の特例」について、A階層該当者は、両特例に該当するか否かに関わらず補助金額が一律のため、申立書の提出は必要ありません。

(3) みなし寡婦（夫）の適用

婚姻歴のないひとり親世帯については、税法上の寡婦（夫）控除があったものとみなして、補助区分を決定いたします。

みなし寡婦（夫）の対象となった世帯については、税法上の寡婦（夫）控除をみなし適用した区市町村民税所得割額を試算し、試算した区市町村民税額に応じた補助区分により、補助を行います。**（※ ただし、適用後の区市町村民税所得割額によっては、補助区分が変わらない場合もあります。）**

寡婦（夫）控除のみなし適用については、既に税法上の寡婦（夫）控除を受けている方、又は婚姻の事実はないが現に事実上の婚姻と同様の事情にある方は対象外となります。